

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則 鳥取県営住宅管理条例施行規則

規 則

鳥取県営住宅管理条例施行規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県知事 石破 二郎

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」といふ。)を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込書等)

第二条 条例第六条の規定による県営住宅入居申込書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第三条の規定により公募による県営住宅入居申込 県営住宅入居申込書(様式第一号)

二 条例第四条第一号又は第四号の規定により公募によらない県営住宅入居申込 県営住宅例外入居申込書(様式第二号)

2 条例第四条の規定による県営住宅変更許可及び入居替許可申請書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第四条、第五号及び第六号の規定により他の種の県営住宅に移転を希望する場合の申請 県営住宅変更許可申請書(様式第三号)

二 条例第四条第七号の規定により同種間の他の県営住宅に入居替を希望する場合の申請 県営住宅入居替許可申請書(様式第四号)

- 3 前二項の入居申込書及び申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 入居予定家族全員の年額給与証明書(源泉徴収票)又は市町村長若しくは税務署長の年額所得証明書
 - 二 入居予定家族会員の居住証明書(住民登録票による市町村長の証明書)
 - 三 住宅困窮証明書(地区担当の民生委員の証明書)
 - 四 現住所の見取図
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は第一項第一号の申込書を受理したときは、条例第七条第三項の規定により申込者に県営住宅公開抽せん通知書(様式第五号)を送付するものとする。

- 第四条 条例第七条第五項に規定する入居決定の通知は、県営住宅入居許可書(様式第六号)の交付によりこれに代えるものとする。
- (請書)
- 第五条 条例第九条第一項第一号に規定する請書は、第七号様式によるものとする。
- (連帯保証人の資格等)
- 第六条 次の各号の二に該当する者は、条例第九条第一項第一号に規定する連帯保証人となることができない。
 - 一 無能力者又は破産の宣告を受け復権の決定の確定していない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定にいたるまでの者
- 2 入居者は連帯保証人がその資格を失なうにいたった場合においては、直ちに県営住宅入居者連帯保証人変

- (公開抽せん)
- 第三条 条例第七条第三項に定める公開抽せんは、入居申込者の立会いのもとに行なう。
- 2 前項の公開抽せんの時期、方法等については、別に定める。
- (入居者の決定通知)
- 更承認申請書(様式第八号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。入居者が連帯保証人を變更しようとする場合もまた同様とする。
- 3 入居者が氏名を變更したとき、又は連帯保証人が住所若しくは氏名を變更したときは、入居者又は連帯保証人はすみやかに県営住宅入居者住所変更届(様式第九号)によりその旨を知事に届け出なければならない。
- (家賃等の納付)
- 第七条 条例第十条第一項の規定による家賃及び条例第二十一条第一項の規定による割増賃料は、県営住宅家賃納額告知書(様式第十号)により納付しなければならない。
- (家賃等の減免又は徴収猶予)
- 第八条 入居者が条例第十二条の規定による家賃又は敷金の減免若しくは徴収の猶予(条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。)を受けようとする場合は、県営住宅家賃等減免申請書(様式第十一号)又

- は県営住宅家賃等徴収猶予申請書(様式第十二号)に条例第十二条各号(割増賃料の減免又は徴収の猶予を受けようとする場合は第一号を除く。)の一に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は条例第十二条の規定により家賃又は敷金の減免若しくは徴収の猶予(条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。)したときは、県営住宅家賃等減免通知書(様式第十三号)又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書(様式第十四号)を申請者に交付するものとする。
- 3 家賃、敷金又は割増賃料の減免又は徴収の猶予を受けた入居者は、その減免又は徴収の猶予の期間中にその減免又は徴収の猶予を受けるにいたった理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は前項の届出を受けたとき、又は知事においてその理由が消滅するにいたったと認めるときは、その

理由が消滅した日から減免又は徴収の猶予の取消しをするものとする。

(使用中断届)

第九条 条例第十六条第二項の規定による届出は、事前に県営住宅使用中断届(様式第十五号)を知事に提出してしなければならない。

(同居の承認)

第十条 入居者は、条例第十七条第三項の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認届申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十七条第三項の規定による同居の承認は、次の各号の一に該当するときは、これを行なわないものとする。ただし、知事が特にやむを得ない事情がある

- 一 同居の結果過密となるとき。
- 二 同居の結果県営住宅の管理に支障をきたすおそれがあるとき。

3 知事は、条例第十七条第三項の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書(様式第十七号)を申請者に交付するものとする。

(用途変更の承認)

第十一条 条例第十七条第三項の規定により県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用することの承認を受けようとするときは、県営住宅一部用途変更承認申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第十七条第三項の規定により県営住宅の一部用途変更承認したときは、県営住宅一部用途変更承認書(様式第十九号)を申請者に交付するものとする。

(住宅の増築等の承認)

第十二条 条例第十八条第一項ただし書の規定による増築の承認は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 一 床面積六・六平方メートル(二坪)以内であること。

二 位置及び環境が住宅の維持に支障をきたすおそれがないこと。

2 条例第十八条第一項ただし書の規定により県営住宅の模様替又は増築をしようとするときは、県営住宅模様替(増築)承認申請書(様式第二十号)に係関係図書添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、条例第十八条第一項ただし書の規定により模様替又は増築を承認したときは、県営住宅模様替(増築)承認書(様式第二十一号)を申請者に交付するものとする。

(入居者等の異動届)

第十三条 入居者は、自己又は同居者の人員について異動があったときは、当該異動の日から十日以内に県営住宅入居者等異動届(様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。

(収入に関する報告等)

第十四条 条例第十九条第二項の規定による収入に関する報告は、入居してから引き続き満三年を経過した日

から十日以内(その経過した日が一月一日から三月三十一日までのものについては、三月末日までの期間内)及び毎年三月一日から三月末日までの間に前年に係る収入について行なうものとする。

2 条例第十九条の規定による収入に関する報告等の様式は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- 一 条例第十九条第一項の規定による収入基準超過決定の通知 収入基準超過決定通知書(様式第三号)
- 二 条例第十九条第二項の規定による収入に関する報告 収入報告書(様式第二十四号)
- 三 条例第十九条第四項の規定による収入基準超過決定に対する意見の申出 収入基準超過決定に対する意見申出書(様式第二十五号)
- 四 条例第十九条第四項の規定による収入基準超過決定の更正 収入基準超過決定更正通知書(様式第二十六号)

(住宅あっせんの申出)

第十五条 条例第二十条に規定する申出は、住宅あっせ

ん願書(様式第二十七号)を知事に提出してしなればならない。

(退居届)

第十六条 条例第二十三条第一項に規定する届出は、県営住宅退居届(様式第二十八号)を知事に提出してしななければならない。

(住宅管理員及び管理人)

第十七条 条例第二十五条第一項の規定による県営住宅管理員は、建築課長、倉吉土木出張所長及び米子土木出張所長をもってあてる。

2 建築課長は鳥取市に所在する県営住宅を、倉吉土木出張所長は倉吉市に所在する県営住宅を、米子土木出張所長は米子市及び境港市に所在する県営住宅をそれぞれ管理するものとする。

3 条例第二十五条第二項の規定による住宅管理員(以下「管理人」という。)は、県職員のうちから知事がこれを任命する。ただし、特別の理由があるときは、県職員以外の者をこれに任命することができる。

4 知事は、管理人が次の各号の一に該当するときは、管理人を解任することができる。
一 本人から退職の願出があった場合で事情やむを得ないと認められるとき。

二 県職員である管理人が県職員としての身分を失なつたとき。
三、その他知事が管理人として不相当と認めるとき。

5 管理人の職務は、別に定める鳥取県営住宅管理人職務規程によるものとする。

(住宅管理人事務所)

第十八条 管理人の職務を遂行させるため、県営住宅団地の必要な個所に鳥取県営住宅管理人事務所を置く。(書類の経由)

第十九条 入居者が条例及びこの規則によって知事に提出する書類は、管理員及び管理人を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

県営住宅入居申込書

因県営住宅に入居したいので、許可願いたし、関係書類を添えて申込みます

昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取県知事 殿

関係書類(各一通)

- 1 入居予定家族全員の年額給与証明書(源泉徴収票)又は市町村長若しくは税務署長の年額所得証明書
- 2 入居予定家族全員の居住証明書(住民登録票による市町村長の証明書)
- 3 住宅困窮証明書(地区担当の民生委員の証明書)(裏面に記入して下さい)
- 4 現住所の見取図
- 5 その他知事が必要と認める書類

住宅困窮証明書

住所 氏名

住宅困窮理由

右の住宅困窮事由は、事実と相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

民生委員 氏名

鳥取県知事 殿

表

裏

欄	所得証明	業	先	可	明	
	居住証明					住宅困窮証明
整	受付	理	職	務	入	
	世帯		動			居
	人員		務			住
	被扶		可			宅
養老	住宅	困	窮	理	由	
者数	証明	書				
教						
取						
入						
月						
額						

様式第四号

県営住宅入居替許可申請書

次のとおり入居替の許可を願いたく申請します。

記

- 一 入居理由
 - 二 相手方 団地第 号 入居者氏名
- 昭和 年 月 日
- 団地第 号
- 申請者

鳥取県知事 殿

管理人印

(郵便ハガキ使用)

様式第五号

第 号

昭和 年 月 日

鳥取県

県営住宅公開抽せん通知書

さきに申込みされた県営住宅の公開抽せんを次のとおり行ないますから、本通知書を持参の上参加せられるよう通知します。

なお、当日敷設又は代理の方が受付時間までに参加されないときは、抽せんについて白紙委任を受けなものとて立会人をして抽せんして頂きますから御了知願います。

記

一 日 時 昭和 年 月 日

1 受付 時 分

2 抽せん 時 分

二 場所

取扱者印

様式第二号

県営住宅例外入居申込書

県営住宅に次の理由により入居したいので、許可願いたく関係書類を添えて申込みます。

記

- 一 入居理由
- 昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取県知事 殿

関係書類(各一通)

- 1 県営住宅管理条例第四条第一号ないし第四号に該当することを証する書面
- 2 入居予定家族全員の年額給与証明書(源泉徴収票)又は市町村長若しくは税務署長の年額所得証明書
- 3 入居予定家族全員の居住証明書(住民登録簿による市町村長の証明書)
- 4 その他知事の必要と認める書類

様式第三号

県営住宅変更許可申請書

現在県営住宅第 種住宅に入居しておりますが、次のとおり第 種住宅に入居変更したいので許可願いたく申請します。

記

- 一 希望地域 団地

- 二 入居変更理由

昭和 年 月 日

団地第 号

申請者

鳥取県知事 殿

管理人印

別記諸事項

一 家賃割増賃料について

- イ 家賃は公営住宅法(以下「法」という。)第十二条により知事の定める額(月額)とし入居の日から退去の日まで毎月分を毎月末日までに知事の発行する納額告知書により納付する。ただし、一月に満たない家賃は日割計算による。
- ロ 公営住宅に入居後三年を経過し収入基準超過があると決定され当該住宅を明け渡すことができないときは、知事が法第二十一条の二により計算した割増賃料を家賃に準じて納付する。

ハ 物価の変動、公営住宅相互間の家賃の不均衡是正、住宅に改良を加えた場合等において公営住宅の家賃を変更されても異議ないものとする。

二 入居者の費用負担について

入居者の責に帰すべき事由によって公営住宅、共同施設等に修繕の必要が生じたとき及び次の場合の費用は入居者の負担とする。

- イ 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- ロ 汚物及びしんかいの処理に要する費用
- ハ 共同施設の使用に要する費用
- ニ 障子及びふすまの張替、ガラスのはり替、扉、建具等の修繕に要する費用
- ホ 給水栓、点検器、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- ヘ 知事の承認を得て増築したものの撤去に要する費用
- ト その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

三 入居者の保管義務について

入居者は当該公営住宅又は共同施設の使用に当り善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか次の行為を行ってはならない。ただし、知事の承認を得たときはこの限りでない。

- イ 公営住宅を引続き十五日以上使用しないにもかかわらず知事に届出しないこと。
- ロ 公営住宅を他の者に貸し、又は親族以外の者を同居させること。
- ハ 公営住宅の入居の権利を他の者に譲渡し、又は住宅以外の用途に使用すること。
- ニ 公営住宅を無断で模様替し、又は増築をすること。

四 住宅の明け渡しについて

知事は次の場合入居者に対し公営住宅の明け渡しを請求することができ、入居者は知事が指定する期日までに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

- イ 家賃又は割増賃料を三月以上滞納したとき。
- ロ 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- ハ 正当な事由によらないで引続き十五日以上公営住宅を使用しないとき。

様式第六号
受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

公 殿
県営住宅入居許可書

さきに申込みされた県営住宅について、次のとおり入居を許可する。

記

- 一 請 書 (本人と連帯保証人の印鑑証明及び連帯保証人の所得証明各一通添付)
- 二 敷 金 円(家賃三ヶ月分)
- 三 家 賃 月額 円
- 四 入居すべき住宅 団地 第 号
- 五 入居日 昭和 年 月 日
- 六 住宅は専用住宅として使用し、店舗等に併用することはできない。
- 七 入居日の前日までに請書を提出し、敷金を納付すること。

様式第七号

収 入
印 (10円) 紙

請 書

昭和 年 月 日付受 第 号により許可を受けた末尾記載の県営住宅に入居しましたら、別記事項を堅く遵守し、県に損害を与えないことを保証人連署のうえお請けします。

昭和 年 月 日

住 所
入 居 者
住 所
連 帯 保 証 人
住 所
連 帯 保 証 人

鳥取県知事

公 殿
記

県営住宅 団地第 号

様式第八号

県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

入居者は昭和 年 月 日付 団地第 号県営住宅入居證書の連帯保証人を次の者に変更したいので、御承認くださるよう申請します。

右御承認の上は、新連帯保証人は、前記県営住宅入居證書を熟読し、旧連帯保証人が入居者のため負託している次の連帯保証債務及び今後の入居者のすべての債務について連帯保証を引き受けます。

保証債務の内容 前記入居證書により旧連帯保証人が貴県に対し負担しているすべての連帯保証債務

昭 和 年 月 日

住 所

住 所 入 居 者

住 所 旧 連 帯 保 証 人

住 所 新 連 帯 保 証 人

鳥取県知事 殿

管 理 人 印

新連帯保証人の添付書類

- 1 印鑑証明書 2 所得証明書

様式第九号

県営住宅入居者住所連帯保証人氏名変更届

次のとおり住所が変更になりましたのでお届けします。

記

- 一 変更前の住所又は氏名
二 変更後の住所又は氏名
三 変更した年月日 昭和 年 月 日

団地第 号

入居者

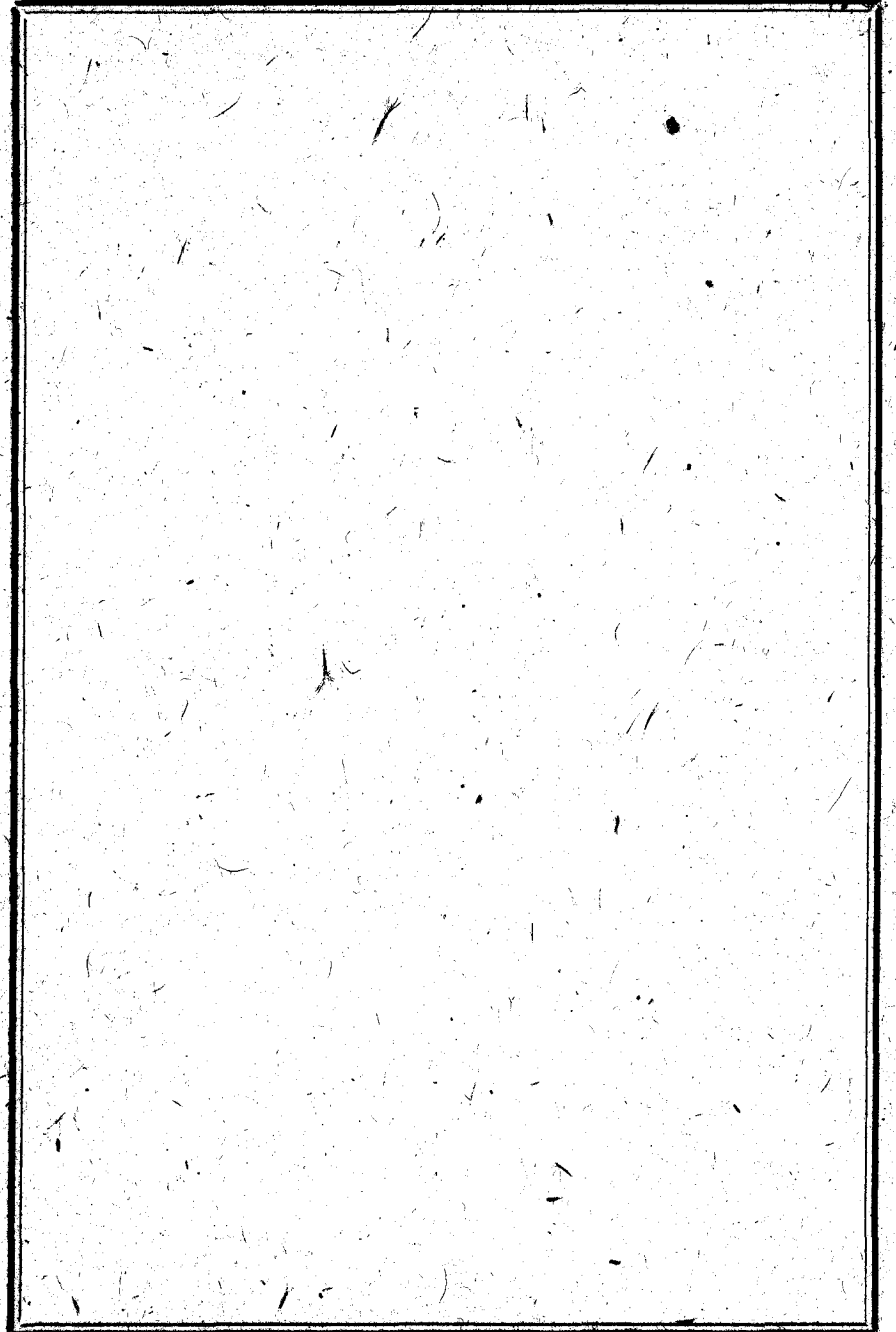
鳥取県知事 殿

管 理 人 印

添付書類

- 1 変更を証明する書面

- 二 三のロ、ハ、ニの規定に違反したとき。
ホ 収入基準超過があると決定されたもの。(ただし、割増賃料を納付するものを除く。)
五 県営住宅の退去について
六 敷金の還付について
七 賠償その他について
(イ) 県営住宅の使用に際し入居者に次の行為があった場合、条例による処分をうけても異議ないものとする。
1 四の各項に該当する者が知事の指定した期日までに住宅を明け渡さないときの損害賠償
ロ 県営住宅を無断で使用し又は転貸させたときの過料
ハ 詐欺、その他不正の行為により家賃又は割増賃料の全部若しくは一部の徴収を免れたときの過料
(ウ) 県営住宅の入居者は入居後三年以上経過した場合知事の請求により過去一年分の収入状況の報告を行なわねばならない。
八 その他
イ 前各項に定めるものの外公営住宅法、同施行令、同施行規則等の関係法令の定めるところによる。
ロ 鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月二十五日鳥取県条例第四十九号)及び同施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の諸規定を遵守するものとする。



様式第十号 左綴とする

00048

No. _____

昭和 年度県営住宅家賃等納額告知書

鳥 取 県

~~昭和~~

◎ 納付についての御注意

- 1 この綴は亡失、又はき損のことがないように大切に保管してください。
- 2 家賃等を納付されるときは、この綴を切離さず納人の氏名を記入して納付してください。
- 3 県営住宅を退居されるときは、退居届と併せて、この綴を返納してください。
なお、綴のうち納額告知書と領収書は御返しします。
- 4 退居の際1月に満たない家賃は、日割によることになっておりますので、この場合は別に納額告知をしますからこの綴は使用しないでください。
- 5 家賃を3月分以上滞納されると県営住宅を明渡して載くこととなりますので必ずそのようなことがないように特に注意してください。
- 6 止むを得ない事由によりこの綴を亡失、又はき損されたときはその旨を申し出てください。

00050

00049

県営住宅家賃等納額告知書

00047

領 収 書

(鳥取県本支金庫受領印)

最寄りの山陰合同銀行本支店に納付してください。

第 号	納人県営住宅	団地 第 号	納
昭和 年度歳入一般会計			
科目	使用料及手数料	使用料	家屋貸付料
金	1ヶ月分家賃	¥	万 千 百 十 円
	1ヶ月分割増賃料	¥	
額	1ヶ月分合計	¥	
納期限	毎月末日		
上記のとおり毎月別紙により何々金庫又は最寄の鳥取県支金庫に納付してください。			
昭和 年 月 日			
鳥取県知事			印

四 月 分	七 月 分	十 月 分	一 月 分
五 月 分	八 月 分	十 一 月 分	二 月 分
六 月 分	九 月 分	十 二 月 分	三 月 分

裏面余白

県営住宅家賃等納付書

第	号	昭和	年度	歳入
一 般 会 計				
款	使用料及手数料			納 入
項	使 用 料			
目	家 屋 賃 付 料			
金	家賃	¥	千 百 十 円	
	割増賃	¥		
額	計	¥		
納期限		当 月 末 日		
但 月分家賃等 上記のとおり納付します。 昭和 年 月 日				
				団地第 号

団地第

号

県営住宅家賃等領収済通知書

第	号	昭和	年度	歳入
一 般 会 計				
款	使用料及手数料			納 入
項	使 用 料			
目	家 屋 賃 付 料			
金	家賃	¥	千 百 十 円	
	割増賃	¥		
額	計	¥		
納期限		当 月 末 日		
但 月分家賃等 上記金額を領収したので通知します。 昭和 年 月 日 鳥取県何金庫 鳥取県出納長 氏名 殿				
担当課				
				団地第 号

団地第

号

裏田余日

県営住宅家賃等領収済通知書

第	号	昭和	年度	歳入
一 般 会 計				
款	使用料及手数料			納 入
項	使 用 料			
目	家 屋 賃 付 料			
金	家賃	¥	千 百 十 円	
	割増賃	¥		
額	計	¥		
納期限		当 月 末 日		
但 月分家賃等 上記金額を領収したので通知します。 昭和 年 月 日 鳥取県何金庫 鳥取県出納長 氏名 殿				
担当課				
				団地第 号

団地第

号

様式第十一号

県営住宅家賃等減免申請書

県営住宅管理条例第 条の規定により(家賃(敷金割増賃料)賃料)の減免を受けたいので次により申請します。

- 一 家賃(敷金割増賃料) 円
 - 二 減免希望額 円
 - 三 減免希望期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
 - 四 減免を受けようとする理由 別紙(詳細に記載すること)
- 昭和 年 月 日 団地 第 号 申請者

鳥取県知事 殿 管理人の印

様式第十二号

県営住宅家賃等徴収猶予申請書

県営住宅管理条例第 条の規定により家賃(敷金割増賃料)の徴収猶予を受けたいので次により申請します。

- 一 家賃(敷金割増賃料) 円
 - 二 家賃納入済 昭和 年 月 日まで
 - 三 徴収猶予を希望する期間および金額 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 月分 円
 - 四 右記の納付計画 別紙(詳細に記載すること)
 - 五 徴収猶予を受けようとする理由 別紙(詳細に記載すること)
- 昭和 年 月 日 団地 第 号 申請者

鳥取県知事 殿 管理人の印

00053

様式第十五号

県営住宅使用中断届

県営住宅を次のとおり一時使用中断しますからお届けします。

- 記
- 一 使用中断の理由
 - 二 使用中断期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 日間
- 昭和 年 月 日

団地 第 号

入居者

鳥取県知事 殿

管理人印

様式第十六号

県営住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認願いたく申請します。

記

氏名	入居者続柄	年齢	現住所	勤務先	収入

同居理由

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事 殿

管理人印

00052

様式第十三号

受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

県営住宅家賃等減免通知書

昭和 年 月 日付で申請されたことについては、県営住宅管理条例第 条の規定により次のとおり減免する。

- 記
- 一 減免後の家賃(割増賃料) 円
 - 二 減免期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
 - 三 条件 減免期間内に減免理由が消滅したときは、直ちに知事に届出、事由消滅の日から減免の取り消しを受けること。

様式第十四号

受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

県営住宅家賃等徴収猶予通知書

昭和 年 月 日付で申請されたことについては、県営住宅管理条例第 号の規定により次のとおり徴収を猶予する。

- 記
- 一 家賃(割増賃料) 月分 円
 - 二 徴収猶予期間 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで
 - 三 条件 徴収猶予期間内に徴収猶予理由が消滅したときは、直ちに知事に届出事由消滅の日から徴収猶予の取り消しを受けること。

様式第十九号

受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

県営住宅一部用途変更承認書

昭和 年 月 日付で申請された県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用することについては、県営住宅管理条例第十七条の規定により承認する。

様式第二十号

県営住宅増築承認申請書

県営住宅を次のとおり増築したいので、承認願いたく関係図書を添えて申請します。

記

- 一 増築の内容 (規模及び構造)
- 二 増築の理由
- 三 施工の期間 許可の日から 日間
- 四 管理人の所見

なお施工に際しては、申請以外に主家に損傷を与えないこと。並びに退去の際は原形に復すか、民法第六百八条の規定は基く一切の権利を放棄するか又は無条件で寄附することを誓約します。

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事

殿

管理
人の
印

註 関係図面……平面図、配置図、短冊図、立面図

様式第十七号

受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

県営住宅同居承認書

昭和 年 月 日付で申請された次の者の同居については、県営住宅管理条例第十七条の規定により、次の条件で承認する

記

一 同居人氏名

二 条件 申請者が退居する時は必ず同居人も同時に退居すること。

様式第十八号

県営住宅一部用途変更承認申請書

県営住宅の一部を次のとおり住宅以外の用途に使用したいので、承認願いたく申請します。

記

- 一 住宅の構造 造 建 量
- 二 および層数 間数 間 量数 量
- 三 用途
- 四 用途変更理由 別紙(詳細に記載すること。)
- 五 管理人の所見

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事

殿

管理
人の
印

様式第二十三号
受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

収入基準超過決定通知書

あなたの収入は左記のとおり県営住宅管理條例第十九条第三項の収入基準を超えているので、同条第一項の規定により通知します。
 ついては、同条例第二十條の規定により県営住宅を明渡すよう努めて下さい。
 なお、右明渡をされるまで同条例第二十一條の規定により左記により割増賃料を納付して下さい。

所得者氏名	年間収入金額	収入月額	摘 要
計			扶養親族数 名

収入月額の計	扶養親族控除額	収入月額	収入基準額
			第一種 三三〇〇〇円
			第二種 六〇〇〇〇円

収入基準超過決定日 昭和 年 月 日

家 賃	割増賃料の倍率	割増賃料	摘 要

備 考

この決定について不服がある場合は、この決定通知書を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に行政不服審査法第四条の規定によって知事に異議申立てをすることができる。

様式第二十一号
受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

県営住宅模様替承認書

昭和 年 月 日付で申請された県営住宅模様替については、県営住宅管理條例第十八條の規定により承認する。
 ついては、次の事項を遵守して下さい。

- 記
- 一 申請以外の用途には使用しないこと。
 - 二 退居のときは、民法第六百八条の規定に基く一切の権利を放棄するか、又は無条件で寄附し又は原形に復すること。
 - 三 工事が竣功したときは直ちに検査を受けること。
 - 四 その他

様式第二十二号

県営住宅入居者等異動届

次のとおり世帯に異動があったので、県営住宅管理條例施行規則第十四條の規定によりお届けします。

異動者氏名	入居者の続柄と納付	年令	異動年月日	備 考

異動理由

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事 殿

管理人の印

添付書類……異動者の居住証明書

様式第二十六号

受 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

収入基準超過決定更正通知書

昭和 年 月 日付で意見の申出のあった収入基準超過決定について審査の結果、次のとおり更正したので通知します。

所得者氏名	年間収入金額	収入月額	摘 要
計			扶養親族数 名

収入月額の計	扶養親族除額	収入月額	収入基準額
			第二種 三二〇〇〇円 第一種 一六〇〇〇円
収入基準超過更正日		昭和 年 月 日	
家 賃	割増賃料の倍率	割増賃料	摘 要

様式第二十七号

住宅あつせん願書

さきに収入基準超過の決定を受けましたので、次のとおり住宅のあつせんをお願いします。

- 一 希 望 入 地
- 二 希望する住宅の程度
- 三 その他希望事項

昭和 年 月 日

団地 第 号

入居者

鳥取県知事

様式第二十五号

収入基準超過決定に対する意見申出書

昭和 年 月 日付で収入基準超過の決定を受けた収入について別紙証明書の示すように左記のとおりとなりますので審査をお願いします。

氏 名	入居者続柄	生年月日	職業勤務先	年間収入金額		備 考
				給与所得	給以外所得	
計						

意見の申出理由

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事

添付書類……意見申出に必要な証明書

受 付 年 月 日		昭和 年 月 日		摘 要
収入月額	当初決定額			
	意見申出に対する審査額			
	決定更正額			
扶養親族数	当初決定人員数			
	意見申出に対する審査人員数			
	決定更正人員数			
公営住宅でいう収入額	当初決定額			
	意見申出に対する審査額			
	決定更正額			

発行日 火 金

様式第二十八号

県営住宅退居届

県営住宅を左記により退居しますからお届けします。

記

一 退居理由

二 退居年月日 昭和 年 月 日

三 増築若しくは模様替え等に対する措置

四 転居先 県府 市郡 村町字 番地

昭和 年 月 日

団地第 号

入居者

鳥取県知事

	中国電力KK	瓦斯KK	水道局
料金使用料の支払状況			
関係係員等の認印			
参考事項			

昭和四十七年十一月十五日第三種郵便物認可

発行日 火金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町